

新

特定施設入居者生活介護
ケアハウス第二椿寿荘
管理規程（運営規程）

社会福祉法人芙蓉会

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人芙蓉会が運営する特定施設入所者生活介護施設（以下「施設」という。）の適正な運営を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(事業の目的及び運営方針)

第2条 施設は、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭において、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することをめざすものとする。

2 施設は、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(事業所の名称および所在地)

第3条 施設の名称および所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称 ケアハウス第二椿寿荘
- (2) 所在地 長崎県諫早市栄田町582番地9

第2章 職員および職務内容

(職員の職種、員数および職務内容)

第4条 施設に勤務する職員の職種、員数および職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
管理者は、施設職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 生活相談員 1名以上
生活相談員は、利用者又はその家族からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。
- (3) 看護職員 2名以上
看護職員は、利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとる。
- (4) 介護職員 20名以上

介護職員は、心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な介護を行う。

(5) 介護補助員 1名以上

介護補助員は、介護職員が専門的な介護業務に専念できるよう、身体介護以外の業務を行う。

(6) 機能訓練指導員 1名以上

機能訓練指導員は、利用者の心身の状況等を踏まえて、必要に応じ日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行う。

(7) 機能訓練補助員 1名以上

機能訓練補助員は、機能訓練が効率的に実施できるよう機能訓練指導員の補佐を行う。

(8) 計画作成担当者 1名以上

計画作成担当者（介護支援専門員）は、利用者の心身の状況等を踏まえて、特定施設サービス計画を作成する。

(9) 栄養士 1名以上

栄養士は給食献立の作成、入居者の栄養指導を行う。

(10) 調理員 3名以上

調理員は栄養士の作成した献立を基に給食を作り利用者を栄養面からサポートする。

(11) 事務職員 1名以上

事務職員は施設の運営が円滑にできるよう必要な事務を行う。

(12) 副施設長 1名以上

副施設長は施設長の業務を補助し、円滑な施設運営を図る。

※ なお、施設長は、必要に応じ人員を増員することができることとする。

（職員の勤務体制等）

第5条 施設の職員の勤務体制は、就業規則に定めるところによる。

2 施設長は毎月の勤務割表を、その前月の10日までに策定のうえ、職員に周知するものとする。

3 施設長は、業務に支障のない範囲内で、職員の資質向上のための研修の機会を積極的に設けるものとする。

第3章 入居定員

(入居定員及び居室数)

第6条 施設の入居者の定員は、50名とする。

2 居室数は全個室で50室とする。

第4章 入退所

(サービス内容及び手続の説明および同意)

第7条 サービスの提供の開始に際し、あらかじめ入居申込者またはその家族に対し、運営規程の概要、職員の勤務体制、利用料の額及びその改定の方法、その他必要と認められる事項を記した文書(重要事項説明書)を交付して説明を行い、サービス提供の開始について入居申込者の同意を得るものとする。

(サービス提供拒否の禁止)

第8条 施設は、正当な理由なく特定施設入居者生活介護サービスの提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第9条 施設は、入居申込者が入院治療を必要とする場合その他入所申込者に対して自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院もしくは診療所または介護老人保健施設等を紹介するなどの適切な措置を講じるものとする。

(受給資格等の確認)

第10条 施設は、特定施設入居者生活介護サービス(以下「施設サービス」という。)の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無および要介護認定の有効期間を確かめるものとする。

2 施設は、前項の被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、その意見に配慮して、施設サービスを提供するよう努めるものとする。

(要介護認定の申請に係る援助)

第11条 施設は、要介護認定・要支援認定を受けていない入居申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、入居申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行うものとする。

- 2 施設は、要介護認定・要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該入居者が受けている要介護認定の有効期間が終了する 30 日前には行われるよう、必要な援助を行うものとする。

(入退所)

第 12 条 施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な者に対し、施設サービスを提供する。

- 2 施設は、入居申込者の数が入居定員から入居者の数を差し引いた数を超過している場合には、介護の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、施設サービスを受ける必要性が高いと認められる入居申込者を優先的に入居させるよう努めるものとする。
- 3 施設は、入居申込者の入居に際しては、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等の把握に努めるものとする。
- 4 施設は、入居者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討するものとする。
- 5 前項の検討にあたっては、施設長、生活相談員、介護職員、看護職員、計画作成担当者、栄養士等の職員の間で協議するものとする。
- 6 施設は、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入居者に対し、その者およびその家族の希望、その者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の円滑な退所のために必要な援助を行う。
- 7 施設は、入居者の退所に際しては、居宅介護支援事業者に対する情報の提供に努めるほか、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

第 5 章 サービス（処遇）内容及び費用の額

(サービスの取扱方針)

第 13 条 施設は、施設サービスの提供に当たって、入居者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式および生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、施設サービス計画に基づき、入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、入居者の日常生活を支援するものとする。

- 2 施設は、施設サービスの提供に当たって、入居者がそれぞれの役割を持って生活を営

- むことができるよう配慮するものとする。
- 3 施設は、施設サービスの提供に当たって、入居者のプライバシーの確保に配慮するものとする。
 - 4 施設は、入居者の自立した生活を支援することを基本として、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に施設サービスを提供するものとする。
 - 5 職員は、施設サービスの提供に当たって、入居者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
 - 6 施設は、施設サービスの提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないものとする。
 - 7 前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。
 - 8 施設は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
 - 9 施設は、入居者について、病院または診療所に入院する必要が生じた場合であって、入院後概ね3か月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、その者及びその家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該施設に円滑に入所できるようにするものとする。

(サービスの内容)

第14条 施設が提供するサービス内容は次のとおりとする。

- (1) 食事
- (2) 入浴
- (3) 排せつ
- (4) 離床、着替え、整容等の日常生活上の世話
- (5) 機能訓練
- (6) 健康管理
- (7) 相談、援助
- (8) 口腔衛生の管理
- (9) その他施設生活において必要な事項

(介護)

第 15 条 介護は、入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入居者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行うものとする。

2 施設は、入居者の日常生活における家事を、入居者がその心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援するものとする。

3 施設は、入居者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、入居者に入浴の機会を提供するものとする。ただし、やむを得ない場合には、清拭を行うことをもってこれに代えることがある。

4 施設は、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行うものとする。

5 施設は、おむつを使用せざるを得ない入居者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えるものとする。

6 施設は、前各項に規定するもののほか、入居者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援するものとする。

7 施設は、常時一人以上の常勤の介護職員を介護に従事させるものとする。

8 施設は、入居者に対し、その負担により、施設の職員以外の者による介護を受けさせてはならない。

9 施設は、サービスの提供にあたっては、入居者の家族の相談に適切に応じるとともに、常に入居者の家族との連携を図り、必要な助言その他の援助を行うものとする。

(食事)

第 16 条 施設は、栄養並びに入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供するものとする。

2 施設は、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行うものとする。

3 施設は、入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、入居者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保するものとする。

4 施設は、入居者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、入居者が共同生活室で食事を摂ることを支援するものとする。

(相談及び援助)

第 17 条 施設は、常に入居者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うものとする。

(社会生活上の便宜の提供等)

第 18 条 施設は、入居者の嗜好に応じた趣味、教養または娯楽に関する活動の機会を提供するとともに、入居者が自立的に行うこれらの活動を支援するものとする。

2 施設は、入居者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続について、その者またはその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行うものとする。

3 施設は、常に入居者の家族との連携を図りつつ、入居者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めるものとする。

4 施設は、入居者の外出の機会を確保するよう努めるものとする。

(一時介護室の利用)

第 19 条 重篤な状態に陥った入居者に対して、居室での看護介護の支援が困難となった場合、必要に応じて一時介護室を利用する。

2 一時介護室に移る場合は、家族又は身元引受人に連絡してその旨を伝えるものとする。

(利用料その他の費用の額)

第 20 条 施設は、法定代理受領サービスに該当する施設サービスを提供した際には、入居者から利用料の一部として、特定施設入居者生活介護サービス費用基準額から当該施設に支払われる特定施設入居者生活介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 施設は、法定代理受領サービスに該当しない施設サービスを提供した際に入居者から支払を受ける利用料の額と、施設サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 施設は、前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。

(1) 入居者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる実費費用

(2) 軽費老人ホームにかかる費用（所得の状況その他の事情をしん酌して厚生労働大

臣が定める基準により算定した額を控除した額とする。)

(3) 利用者の選定による介護その他日常生活上の便宜に要する費用は、別紙「有料サービス料金表」の費用を徴収する。

(4) 前三号に掲げるもののほか、施設サービスにおいて提供する便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、入居者に負担させることが適当と認められるもの。(実費費用)

4 施設は、前項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供にあたっては、あらかじめ、入居者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、入居者の同意を得るものとする。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第 21 条 施設は、法定代理受領サービスに該当しない施設サービスに係る費用の支払を受けた場合は、その提供した施設サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入居者に交付するものとする。

第 6 章 施設の運営に当たっての留意事項

(施設の運営に当たっての留意事項等)

第 22 条 施設の入居者は、次の各号に掲げる事項を守り、相互の親睦と融和に努めなければならない。

- (1) 火気の取扱いに注意し、所定の場所以外で喫煙しないこと
- (2) 建物、備品その他の器具を破損し、または持ち出さないこと
- (3) けんか、口論または暴力行為等、他人の迷惑になることをしないこと
- (4) 施設内で他人に対し宗教活動及び政治活動を行わないこと

2 施設長は、入居者が次の各号に該当すると認めたときは、当該入居者の市町村に対し、所定の手続により、サービス提供の中止等の措置を行うものとする。

- (1) 施設の秩序を乱す行為をしたとき
- (2) 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、または受けようとしたとき
- (3) 故意にこの規程等に違反したとき

(緊急時における対応)

第 23 条 施設の職員等は、サービスの提供を行っているときに入居者に病状の急変が生じ

た場合、その他必要な場合は、すみやかに主治医または施設の協力医療機関への連絡を行うなどの必要な措置を講ずるものとする。

(事故発生時の対応)

第 24 条 施設は、入居者に対する施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入居者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。

2 施設は、入居者に対する施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

第 7 章 非常災害対策

(非常災害対策)

第 25 条 施設は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対する計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定める。

2 施設は年 2 回、定期的に避難、救出その他必要な訓練（うち 1 回は夜間または夜間想定訓練）を行う。なお、訓練にあたっては地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

3 施設は災害が発生した場合にあっても、継続して入居者が生活できるように業務継続計画を策定するとともに、当該計画に従い必要な研修及び訓練を行う。また、当該計画の定期的な見直しを行う。

第 8 章 その他運営に関する重要事項

(衛生管理等)

第 26 条 施設は、入居者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品および医療用具の管理を適正に行う。

2 施設は感染症が発生し、又は蔓延しないように、次の各号に掲げる必要な措置を講ずるものとする

(1) 施設における感染症の予防及び蔓延防止のための指針の整備

(2) 施設における感染症の予防及び蔓延防止のための対策を検討する委員会設置

(3) 施設において職員に対し感染症の予防及び蔓延防止のための研修及び訓練の実施

3 施設は感染症が蔓延した場合にあっても、継続して入居者が生活できるように業務継続計画を策定するとともに、当該計画に従い必要な研修及び訓練を行う

(苦情処理)

第 27 条 施設は、提供した施設サービスに関する入居者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講ずるものとする。

2 施設は、提供した施設サービス等に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、入居者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 施設は、提供した施設サービスに関する入居者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(秘密保持等)

第 28 条 職員は、正当な理由がなく、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らすてはならない。

2 施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、雇用契約にその旨明記する等、必要な措置を講じるものとする。

3 施設は、居宅介護支援事業者等に対して、入居者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により入居者の同意を得るものとする。

(虐待防止等)

第 29 条 施設は、入居者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための指針の整備
- (2) 虐待防止に関する責任者の選定及び委員会の設置
- (3) 職員に対する虐待防止の啓発・普及するための研修の実施
- (4) 苦情解決体制の整備

2 虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市へ報告する。

(身体拘束の原則禁止)

第 30 条 施設は、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを

得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

2 施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

(1) 身体的拘束等の適正化のための指針の整備

(2) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の設置

(3) 介護職員その他の職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修の実施

(居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止)

第 31 条 施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に当該施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該施設からの退所者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(重要事項の掲示)

第 32 条 施設は、運営規程の概要、職員の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を当該施設の見やすい場所に掲示しなければならない。なお、可能な範囲で同重要事項を施設のホームページ等に掲載をしなければならない。

(会計の区分)

第 33 条 施設は、施設サービスの事業の会計をその他の事業の会計と区分するものとする。

2 施設の経理は、社会福祉法人芙蓉会経理規程の定めるところによる。

(記録の整備)

第 34 条 施設は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 施設は、入居者に対する特定施設入居者生活介護サービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存しなければならない。

(ハラスメント行為の禁止)

第 35 条 施設は適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの及び、妊娠出産育児に関する配慮の欠落、性的指向・性自認に関する言動によるものなどにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保等)

第 36 条 施設は業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、入居者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（生産性向上推進委員会）を定期的を開催するものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第 37 条 施設は全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

(法令との関係)

第 38 条 この規程に定めのない事項については、特定施設入所者生活介護の設備及び運営に関する基準（平成 11 年 3 月 31 日厚生省令第 46 号）その他関連法令の定めるところによる。

付 則

この規程は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

改正 平成 19 年 4 月 1 日から施行（第 4 条 4 項、第 4 条 5 項）

改正 平成 21 年 4 月 1 日から施行（第 4 条 3 項、第 4 条 4 項、第 4 条 6 項、
第 6 条 2 項、第 13 条 2 項、第 14 条 1 項）

改正 平成 22 年 4 月 1 日から施行（第 4 条 4 項、第 19 条 4 項）

改正 平成 23 年 6 月 1 日から施行（第 4 条 3 項、第 4 条 4 項）

改正 平成 24 年 4 月 1 日から施行（第 4 条 2 項、第 4 条 4 項の変更及び

第4条8項の削除)

改正 平成25年 4月1日から施行(第4条2項、第4条4項、第4条6項
第4条8項の変更)

改正 平成26年 6月21日から施行(第4条3項、4項、5項)

改正 平成27年 4月1日から施行(第4条3項、4項、5項)

改正 平成27年 7月1日から施行(第4条4項、6項)

改正 平成29年 4月1日から施行(第4条3項、4項、8項)

改正 平成30年 4月2日から施行(第4条3項)

改正 平成31年 4月1日から施行(第4条4項、5項)

改正 令和元年 6月21日から施行(第4条4項、6項)

改正 令和2年 4月1日から施行(第4条3項、4項、5項、7項、10項)

改正 令和3年 4月1日から施行(第4条3項、4項、5項、6項、10項
の変更及び第28条の追加)

改正 令和4年 4月1日から施行(第4条3項、4項、5項、6項、10項)

改定 令和5年 4月1日から施行(第4条4項)

改定 令和6年 4月1日から施行